

介護保険はみんなで支えあう制度です



1 介護保険制度について

介護保険制度は、40歳以上の方全員が被保険者（保険加入者）となって保険料を納め、介護が必要と認定された時、費用の一部（原則1割）を支払って、介護サービスを利用する制度です。

◆要介護の認定が必要です。

介護サービスを利用するときは、要介護状態または要支援状態の認定を受けるために、町に要介護認定の申請を行う必要があります。（40歳から64歳までの方は、脳血管疾患など20の特定疾病が原因となって、介護が必要であると認定された方以外は、対象となりません。）

2 介護保険料について

それぞれの区分に応じて保険料が算定されます。

◎40歳から64歳までの方（第2号被保険者）

所得によって異なり、加入している医療保険料と合わせて納めていただきます。

区 分	保 険 料 の 決 め 方	保 険 料 の 納 め 方	納 期
国民健康保険に加入している方	保険料は国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。 介護保険分（限度額16万円）＝所得割＋均等割 ※詳しくは、町民課税務係 ☎2112へ	町から送付する納付書で医療保険分とあわせて世帯主が納めます。	4月～1月（10期）
職場の医療保険に加入している方	介護保険料＝給与および賞与×介護保険料率	医療保険分とあわせて給与及び賞与から差し引かれます。	毎月（12回）

◎65歳以上の方（第1号被保険者）

介護保険は3年ごとに保険料の見直しをおこなっています。保険料の額は、3年間（平成27年度～平成29年度）に提供される介護サービスの費用の見込に基づき、保険給付に要する費用の約20%を65歳以上の方の人数で割り返した額を保険料基準額（年額）としています。

あなたの保険料は？

平成29年度 基準額：51,600円（年額） 4,300円（月額）

生活保護を受給している

- はい → 第1段階
- いいえ → 本人が住民税を納めている
 - いいえ → 第1段階
 - はい → 同じ世帯に住民税を納めている人がいる
 - いいえ → 老齢福祉年金を受給している
 - はい → 第1段階
 - いいえ → 昨年の課税年金収入額＋合計所得金額が
 - A：80万円以下 → 第2段階
 - B：80万円超～120万円以下 → 第3段階
 - C：120万円超 → 第4段階
 - はい → 本人が昨年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下である
 - はい → 第4段階
 - いいえ → 第5段階
 - はい → 昨年の合計所得金額が
 - D：120万円未満 → 第6段階
 - E：120万円以上～190万円未満 → 第7段階
 - F：190万円以上～290万円未満 → 第8段階
 - G：290万円以上 → 第9段階

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・世帯全員が住民税非課税者で昨年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	世帯全員が住民税非課税で昨年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超120万円以下	世帯全員が住民税非課税で昨年の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税者で昨年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税者で昨年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超	本人が住民税課税で昨年の合計所得金額が120万円未満	本人が住民税課税で昨年の合計所得金額が120万円以上190万円未満	本人が住民税課税で昨年の合計所得金額が190万円以上290万円未満	本人が住民税課税で昨年の合計所得金額が290万円以上
基準額×0.45 =23,220円/年額	基準額×0.75 =38,700円/年額	基準額×0.75 =38,700円/年額	基準額×0.9 =46,440円/年額	基準額 =51,600円/年額	基準額×1.2 =61,920円/年額	基準額×1.3 =67,080円/年額	基準額×1.5 =77,400円/年額	基準額×1.7 =87,720円/年額

保 険 料 の 納 め 方	納 期
年金額の年額が18万円以上の方：年金から天引き（特別徴収）	偶数月（年6回）
年金額の年額が18万円未満の方：町から送付する納付書で納めます（普通徴収）	4月～1月（10期）

◎問合せ
保健福祉課
☎21603または☎21607

※合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。